

# 学校いじめ防止基本方針 (平成30年度版)



富士市立吉原第二中学校

## 目次

### 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・・・ 3
  - (3) いじめの認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (4) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2 いじめの防止等のための対策

- 1 学校が実施すべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・ 4
- 2 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 重大事態の発生と調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

#### 【いじめ防止対策推進法】

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つ必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要となる。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認していく。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも

1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかった。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要がある。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに目を向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校はもとより、社会全体で健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきたい。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校、家庭、地域で連携していじめの未然防止に取り組むことが大切だと考える。

#### (1) いじめの未然防止 一健やかでたくましい心を育む一

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながっていく。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

学校では、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決し

ていくような集団を育てていく。

## **(2) いじめの早期発見・早期対応**

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校、家庭、地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する。

### **ア 早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー**

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どものわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていく。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

### **イ 早期対応 ーいじめを受けた子どもの立場に立って組織的にー**

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応をしていく。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関等と連携していく。

## **(3) いじめの認知**

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉える。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つ。

## **(4) 関係機関等との連携 ー専門家とつながるー**

いじめの問題に、学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携をしていく。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、子ども家庭課、青少年相談センター、特別支援教育センター、児童相談所、警察、医療機関など関係機関との適切な連携をとっていく。

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 学校が実施すべきこと

学校は、保護者、地域住民、関係機関等との協力体制を確立し、学校の設置者とも適切な連携の上、実情に応じた対策を推進する。

#### (1) 基本方針の策定

学校は、県や富士市のいじめ防止基本方針および富士市いじめ問題対応ガイドラインを参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

また、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容等を確認できるようにする。

#### (2) 組織の設置

学校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめ防止等のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」）を置き、いじめ問題対策委員会を開催する。毎月1回の開催を原則とするが、緊急時には臨時の委員会を開く。

構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から実情に応じて決定する。また、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、PTA代表等を加えることもある。

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、速やかに組織的対応体制をとる。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」に報告・相談する。集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が認知した情報を加え共有化を図る。

#### (3) いじめの防止等のための対策

##### ア いじめの未然防止

##### ① 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。（Q-U、人間関係づくりプログラム等の実施）

また、近年はインターネット上でのいじめも増えていることから、情報モラルの教育を推進するとともに、保護者と緊密に連携・協力して未然防止に努める。

## ② 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

## ③ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。また、スクールカウンセラー等による子育て講演会を実施し、子どもとの接し方を考える機会とする。

## ④ 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

## ⑤ 教職員の情報共有及および資質向上

職員会議等において、いじめや、いじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。また、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門家を入れた研修を実施し、教職員の資質向上を図る。（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等、明確な情報共有をする）

## ⑥ 教育課題の明確化

学校評価アンケートを生徒や保護者にも実施するとともに、学校評議員会や地域住民との諸会合をとおして本校の教育課題を明確にし、いじめが起きにくい環境づくりに努める。

## ⑦ チェックリストの活用

教職員のいじめに対する認識にずれが生じないように、「いじめ対応チェックリスト」等を活用し、共通認識持つとともに、共通行動が取れるようにしていく。

## ⑧ 生徒の居場所づくり

授業や学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。

## イ いじめの早期発見・早期対応

### ① いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないようにし、速やかに学年主任と学校いじめ対策組織に報告する。また、インターネット上でのいじめ等、目につきにくいところで起きるいじめも増えていることから、子どもたちの日頃の会話にも十分注意を払う。

### ② 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なア

ンケート調査(5、10、2月)や教育相談(6、11月)を行い、必ず複数の目で状況の把握をする。調査や相談の結果はいじめ対策組織に報告する。

### ③ 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ることに十分配慮する。

### ④ いじめに対する措置

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる。

また、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告する。

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織的に対応し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、組織的な見守りと指導を継続して行っていく。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

## ウ P T Aや関係機関等との連携

日頃からP T Aや関係機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し早期に対応する。また、学校のいじめ対策組織には、必要に応じて外部専門家の参加について協力を求める。

## エ ネット上のいじめについて

### ① ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をW e bサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、S N S等(無料アプリ等)に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うも



の。

## ② 未然防止

保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。

学校では、学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付け、その充実を図っていく。また、スマートフォンや携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催したり、生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていったりする。

## ③ 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合は、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた生徒及び保護者に伝える。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の意味について

いじめによる重大事態とは、以下のときのことをいう。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ul> |
|--|

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている子どもの状況に着目して学校又は教育委員会が判断する。

また、子ども又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たる。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告、相談する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体・組織について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。教育委員会がその事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

##### ① 学校が主体となつて行う場合

学校いじめ対策組織に、指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、PTA代表等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、

調査を行う。その際、教育委員会は、学校に対して必要な指導や支援を行う。

## ② 教育委員会が主体となって行う場合

原則として、条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。

学校と教育委員会は、「富士市いじめ問題対策推進委員会」に対して積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適切な方法で説明する。

## 3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態を指す。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

# いじめ対応マニュアル

## いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

- ・他の生徒からいじめの情報を聞いた ・いじめらしき現場を発見した
- ・生徒の言動から気になった ・生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた ・アンケートの回答で確認した

※ それぞれの対応における留意点については基本方針を参照

抱え込まない

個人で判断しない

2 情報収集

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導

教頭

校長

いじめを受けた生徒を徹底して守り通す

招集  
指揮

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

保護者

適宜連絡

※複数対応

職員会議

情報共有

事案の状況により、構成員を再編成  
 ・校長 ・教頭 ・生徒指導 ・各学年主任 ・養護教諭  
 +  
 ・該当クラスの担任 ・教科、部活動等関係する教職員

4 方針の決定

即日中に対応する

事実関係の把握・調査

指導方針の決定、指導体制の確立

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW  
指導主事派遣

教育委員会

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- ・こども家庭課
- ・児童相談所
- ・富士警察署
- ・医療機関
- 等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ